

○東京藝術大学保健管理センター運営委員会規則

〔昭和48年4月24日
制 定〕

改正	昭和54年2月22日	平成12年4月1日
	平成13年4月1日	平成16年4月1日
	平成16年6月24日	平成17年6月15日
	平成20年4月15日	平成22年3月5日
	平成27年3月26日	平成27年5月14日
	令和4年5月9日	令和7年3月27日
	令和7年10月23日	

（目的）

第1条 この規則は、東京藝術大学保健管理センター（以下「センター」という。）規則第6条第2項の規定に基づき、東京藝術大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、センターの方針を決定する。

- （1）センター教員の採用及び昇任等に関する事項
- （2）学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項
- （3）センターの年度業務計画に関する事項
- （4）センターの予算に関する事項
- （5）その他センターの運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）理事（教育担当）
- （2）センター所属の常勤教員
- （3）グローバルサポートセンター長
- （4）学生支援室から選出された教員 9人
- （5）その他理事（教育担当）が必要と認めた者

2 前項の委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ理事（教育担当）とセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（運営）

第5条 委員会は、委員会構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、可決することができない。

2 委員会の議事は、特に定めのある場合を除き、出席した委員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月24日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年2月22日から施行し、昭和54年2月15日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月23日から施行する。